

平成 2 5 年 第 3 回

おおい町農業委員会議事録  
(縦覧用)

おおい町農業委員会  
(平成 2 5 年 3 月 2 7 日)

召集年月日 平成25年3月27日(水)

召集の場所 里山文化交流センター

開会 平成25年3月27日 午後3時02分

閉会 平成25年3月27日 午後4時30分

#### 出席委員

1番	山本 修	4番	西 忠彦(会長)	
5番	中川啓二	6番	福井明美	7番 寺本清二
8番	中嶋義男	9番	今川直樹	12番 木村正行
14番	石橋高志	15番	粟谷善一	
17番	小間美也子	18番	吉岡靖夫	19番 藤原義隆
21番	田中 廣(職務代理)	22番	大下利男	

#### 欠席委員(7名)

2番	松宮利廣	3番	小原好一	10番 渡辺俊策
11番	東 茂正	13番	山下大三郎	16番 浜上雄一
20番	小畑信幸			

#### 出席事務局

事務局長	反田志郎	事務局次長	奥 治房
書記	竹浦千鶴	書記	藤原昭洋

#### 提出議案

議案第9号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権  
移転許可申請審議について

議案第10号 農地法第5条第1項の規定による農地の所有権  
移転許可申請審議について

議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定  
による農地利用集積計画審議について

議案第12号 地籍調査事業実施区域において登記簿上の地目  
が農地である土地の地目認定について

- 報告第1号 農地の賃借料情報について
- 報告第2号 平成24年度の目標及びその達成に向けた活動  
の点検・評価と平成25年度の目標及びその達成  
に向けた活動計画について

事務局長

皆さんご苦労様です。

ただ今から、平成25年 第3回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に  
2番松宮委員さん、3番小原委員、10番渡辺委員、  
11番東委員さん、13番山下委員、16番浜上委員、  
20番小畑委員さんから欠席の連絡を受けておりますので  
ご報告いたします。

本日の議案は、あらかじめ届けさせていただきます  
4議案と専門委員会報告2件を予定しておりますので  
よろしく願いいたします。

開会にあたりまして、会長から、開会のあいさつを  
いただきたいと存じます。

会長、よろしく願いいたします。

会長

本日は、平成25年 第3回おおい町農業委員会を招集  
させて頂きましたところ、皆様方には何かとお忙しい中、  
ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

先日、県の農業会議総会が開催され、皆さんのあいさつ  
の中、口々に、3月15日の安倍総理のTPP交渉参加に対  
する批判的発言が相次いだ。日本の農業の将来に対する不  
安と直近の課題としての農業5品目の交渉除外に対する確  
約が得られないことなど、不透明性が、なお一層の不安を  
煽っているからと想像できると感じております。

一方、吉報もございまして、平成24年産のコシヒカリ  
が食味ランキングで「特A」にランクされ、価格も富山、  
石川を抜き、新潟県に次ぐ価格帯で取引されていることな  
どが報告されました。

当町関係では、若狭管内のコシヒカリの食味コンテスト

で、名田庄納田終のコメが見事1位に輝き、続いて、川上のコメが続きましたことは、おおい町のコメがおいしいとの評判になり、これから始まる米作りに、なお一層の励みになるものと期待しております。

それでは、本日上程の4議案と報告2件、慎重審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長 それではただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は、15名でございます。よって会議規則第6条の規定により会議が成立いたしますので、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせていただきます。

議 長 日程1 会議録署名委員の指名についてであります。恒例により、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは、8番 中嶋委員さんと 9番 今川委員さんを指名いたします。

議 長 日程2 議案第9号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について、を議題とします。  
それでは、議案の内容について事務局が説明致します。

局 長 はい、議長。

議案第9号は、おおい町〇〇の〇〇〇〇さん所有の土地を、〇〇の〇〇〇〇氏が売買により取得するものであります。

詳細については、書記の竹浦に説明させます。

書記（竹浦）（議案第9号資料説明）

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 　　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

吉岡委員 　　本案の現地につきましては、22日の午前9時から中嶋委員と私と事務局2名同行のうえ、現地を確認してまいりました。

申請地は、土地改良で整備された広域営農団地内にありまして、この2月まで利用集積により他の方が耕作されていたとのことで、現地もしっかりと手入れがされておりました。

〇〇さんのお住まいは〇〇区ですが、〇〇区内でも耕作地があり、通作等に支障はないものと感じました。

よって、〇〇さんが引き続き耕作を続けられるには何ら問題はないものと判断いたします。

議長 　　事務局からの説明と、ただ今、農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

（質問なし）

議長 　　ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議 長      ご異議がないようでございますので、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議については、原案どおり許可するものと決定します。

議 長      日程3 議案第10号 農地法第5条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について、を議題とします。

それでは、議案の内容について事務局に説明させます。

局 長      はい、議長。

議案第10号は、おおい町〇〇〇〇〇の〇〇〇氏が、この6月に結婚を予定されており、そのお嫁さんの車庫が必要とのことで、自宅に接した〇〇〇〇〇さん所有の農地を取得し、転用するものであります。

詳細については、書記の竹浦に説明させます。

書記竹浦      (議案第10号朗読後、資料説明。)

申請地は、住宅が連たんする集落内にありますので、第3種農地の要件を満たしており、許可できるものと判断されます。

議 長      ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

吉岡委員      本案の現地につきましても、22日の午前、中嶋委員と

私と事務局2名同行のもと、現地を確認してまいりました。

申請地は、おおい町○○○○地区の集落内にありまして、譲受人○氏の敷地に囲まれるように申請地がございました。申請地は、譲渡人○○○さんの家族が営んでいた左官業の資材置場が昭和の時代からあったそうですが、左官を営んでいた○○○さんのご主人が病で亡くなられてからは利用もなく、数年前の豪雪により潰れ、そのまま放置されていたところに○氏が結婚を機に車庫を必要としたことから、その土地を売買し、冬の季節までに車庫の建築を済ませ、所有権を移転しようとした際に、農地であることが判明したとのことでした。

昭和の時代から営んでいた左官業の資材置き場であることを本人並びに近所の方も知っておられましたので、この土地が農地であるとは認識していなかったとはいえ、農地に無断転用で車庫を建てたことについては、○○さんより始末書が提出されていることを事務局より聞いておりますので、今回の転用についてはやむを得ないと思われれます。

議 長 事務局からの説明と、ただ今、農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

大下委員 始末書の提出者は、○○○さんではなく○さんでよいのか。

書記竹浦 今回の5条申請内容に基づき、○さんから提出いただいた。

議 長 ご異議はございませんか。

(異議なし)

議 長       ご異議がないようでございますので、議案第10号農地法第5条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものと決定します。

議 長       日程4 議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画審議ついて を議題とします。この案件は、おおい町長から同意を求められたものであります。

議事に先立ちまして、おおい町農業委員会会議規則第10条議事参与の制限の規定により、18番吉岡委員におかれましては、一時、席を外していただきますようお願いいたします。

(吉岡委員退室)

それでは、議案について事務局に説明させます。

局 長       はい。

議案第11号は、農業経営基盤強化促進法第18条に基づく利用権を設定するものであり、おおい町農業委員会に同意を求めるものであります。詳細については、書記の藤原に説明させます。

書記藤原       (議案朗読)

議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画審議について説明さ

せていただきます。

いずれも始期は、平成25年4月1日からとなり、平成28年3月末までの3年間を終期に設定された筆が6筆で11,932㎡になります。

平成30年3月末までの5年間を終期に設定された筆が2筆で1,627㎡になります。

平成31年3月末までの6年間を終期に設定された筆が5筆で11,903㎡になります。

平成32年3月末までの7年間を終期に設定された筆が11筆で14,538㎡になります。

平成35年3月末までの10年間を終期に設定された筆が7筆で11,181㎡になります。

平成36年3月末までの11年間を終期に設定された筆が5筆で4,231㎡になります。

新規設定25件、40,874㎡

更新設定11件、14,538㎡となります。

借受地、借受人につきましては、効率利用が図られ、農作業に常時従事が可能で、下限面積以上であり、地域調和も図られるなど、いずれの方も、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

また、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づく審査を実施し、これに即した計画であることも確認しております。

議長　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

中嶋委員 本案の現地につきましても、22日午前中、吉岡委員と私と事務局で現地を確認してまいりました。

農用地利用集積計画は、再設定11筆、新規設定25筆で、時間の都合上、新規設定個所を中心に確認してまいりました。

確認しました現地の内、〇〇区にあっては、農用地利用集積計画表にありますように、〇〇〇〇〇である〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏が積極的に農地を集積される計画となっております。それぞれが、中心となる経営体に向け、健全な農業経営に資するとともに、今後も、〇〇区内の農地が将来に亘り活用されることが期待されると感じました。

同じく、〇〇〇〇〇で農地を集積される〇〇〇〇氏にあっても、〇〇区の二人のように活躍が期待される〇〇〇〇〇であると聞いております。

一部に遊休農地化しそうな環境の中にある農地もありましたが、新規就農者が積極的に農地の集約化を図られることで、耕作放棄地の防止に一役買っただけの効果も期待するものであります。

なお、これ以外は全て農地として利用されている状態であり、良好な状態でありましたことをここに報告いたします。

議長 ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですが、何かご異議はございませんか。

(異議なし)

議 長           ご異議がないようでございますので、議案第11号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画審議については、同意することといたします。これにて、議案第11号の審議が終了しましたので、吉岡委員さんの入室の準備をお願いします。

(吉岡委員入室)

議 長           日程5 議案第12号 地籍調査事業実施区域において登記簿上の地目が農地である土地の地目認定について、を議題とします。

                  本案につきましては、おおい町長から意見照会がありましたので、上程しているものであります。

                  それでは、議案の内容について事務局に説明させます。

局 長           議案第12号は、地籍調査実施区域内の地目が農地であるものを農地以外の地目に認定するため、おおい町農業委員会に同意を求めるものであります。

                  地籍調査事業は、平成3年から平成20年にかけて大飯地域では実施済みであり、平成20年度から名田庄地域を対象に、〇〇〇区を皮切りに〇〇区まで調査が進んでおります。

                  平成25年度からは、〇〇、〇〇区を対象に調査に入り、順次、〇、〇と、調査を進める予定となっております。

農振・農用地区域外という条件はありますが、登記地目が田、畑となっているものを、調査地の現況をもって地目を判断することを原則に、農地以外の地目があります、宅地、雑種地、山林等に認定し、確定次第、一括して登記に反映させるものであります。詳細については、次長の奥に説明させます。

次長奥

議案第12号地籍調査事業実施区域において登記簿上の地目が農地である土地の地目認定について説明させていただきます。

今回提案の件につきましては、14日午後、地籍整備課職員から農業委員会事務局に対し、現地で説明を受け、確認してまいりました。これを受け、22日、農地委員さんとの現地調査に至った次第であります。

全体図をご覧ください。今回の区域は〇〇〇区でも奥地にある地区が対象となります。

(以下、資料に基づき、説明。)

地籍調査において、農地を農地以外の地目に変更する場合の町の考え方は、「農振農用地区域外で、かつ、現況が農地以外になって10年以上経過した土地であることが確実な場合に限り、町から農業委員会に一括照会し意見を求める。」こととなっております。

今回の地目認定につきましても、農振農用地区域外であり、かつ、現況が農地以外になって10年以上経過した土地であることが確実と認められることから、農地以外の地目に認定するものであります。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきましても、農地委員さんに現地確認をして頂いており

ますので、農地委員さんからご報告願います。

中嶋委員　　本案の現地につきましては、22日の午前中、吉岡委員と事務局2名同行のもと、現地を確認してまいりました。

大飯地域は既に完了し、名田庄地域では、〇〇〇その1地区と名田庄〇〇〇その1地区を済ませ、3例目となりましたが、改選後、初めての案件であることから、事務局が用意した航空写真から詳細説明等を受けた後、集落内部や周辺部を確認してまいりました。

191筆、69,041㎡、約7町ほどではありましたが、時間の関係上すべてを確認することはできず、確認した農地は、既に、家屋は残っているが、移住や県外への転出などで無人と成っている「〇〇〇」集落周辺においては、その農地の多くが原野化していたり、山際の農地が山林化している現状でした。わずか、〇〇さんの鶏舎が農地として利用されていることが目立つ程度でした。

また、「〇〇〇」、「〇〇〇」、「〇〇〇」などの谷川の奥地には、かつて、谷川に沿って農地が開けていたんでしょうが、その面影は感じることはできませんでした。

これ以外にも、地区全体に、住宅に隣接する農地が既に宅地として利用されていたり、山際の農地が植林されて山林となっていたり、耕作されないで相当の年月を経て原野となっている事例が多く見られました。また、宅地化されている農地も多くみられましたが、いずれも現況は農地以外になって10年以上経過しているものであり、地籍調査事業を実施するにあたって町と農業委員会との取り決めに基づき行われておりますので、全体的には問題ないものと判断いたします。

議 長 事務局からの説明と、ただ今、農地委員さんからご報告  
がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

今川委員 今回地目が変更となる場所は、農地パトロールで把握し  
ていた所なのか。

次 長 農用地区域を主としてパトロールしていたので、把握で  
きていない所もある。本来は把握すべき。

今川委員 農業委員会としては、追認となるのか。

次 長 過去に、地籍調査開始時に、地籍整備課と当委員会との  
協議の結果、この方法となっている。全国的にもこの方法  
により、追認行為となっている。

今川委員 地権者は変更地目を確認しているのか。

次 長 地権者と町で現地確認をし、変更後の地目変更を閲覧確  
認されている。

議 長 何かご異議はございませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第12号 地  
籍調査事業実施区域において登記簿上の地目が農地であ  
る土地の地目認定について、本委員会は、原案どおり同  
意するものといたします。

以上をもちまして議事は終了しますが、専門委員会より

報告案件がありますので、このまま会議を進めてまいりたいと思います。

議長 それでは、日程 6 報告第 1 号 農地の賃借料情報について、を議題といたします。

農政委員長 本会議開催前、午後 2 時より、農政・農振・改良専門委員会を開催いたしました。

農地の賃借料情報について、事務局より詳細説明を受け、協議しました結果、別紙にまとめましたので朗読させていただきます。（賃借料情報を朗読）

議長 ただ今、寺本農政委員長から報告がありましたが、この案件につきまして、何かご意見、ご質問ございませんか。

(質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、農政委員会から報告のありました「農地の賃借料情報について」をおおい町農業委員会名で公表することにいたします。公表の方法は、町のホームページによることといたします。

議長 それでは、報告第 2 号 平成 24 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と平成 25 年

度の目標及びその達成に向けた活動計画についてを議題といたします。

農政委員長 同様に、本会議開催前、午後2時より、農政・農振・改良専門委員会を開催いたしました。

平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、事務局より詳細説明を受け、協議しました結果、別紙にまとめましたので、その内容を、かいつまんで報告させていただきます。

平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

- ・ 1ページの(4)議事録の公表につきましては、昨年より、町のホームページに掲載するようになりました。
- ・ 2ページ中、処理期間がございますが、3条の20日間、4条、5条の40日間は、現在可能な限り、最短となっております。
- ・ 3ページの情報の提供等は、今ほど報告しました賃借料情報提供などがあります。
- ・ 5ページの法令事務ですが、遊休農地が、昨年の30.2畝から33.4畝と3ヘクタールほど増えております。この解消に向けての活動が農業委員としての重要な活動となります。
- ・ 7ページの促進等事務につきましては、認定農業者等担い手の育成及び確保についての評価項目となりますが、組織体の増加については、大変厳しいものがあると考えますが、平成25年度の目標でも述べられますが、町内の新規就農者の育成が課題となると考えます。
- ・ 9ページの違反転用への適正な対応につきましては、8月の強化月間の積極的な取り組みがうたわれておりますが、日常のパトロールの徹底が急務であると考えます。

次に、平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画に

ついて

- ・ 1 ページの法令事務につきましては、遊休農地の解消に向けた活動計画等が示されており、その7割以上を解消する目標を掲げましたので、農家への指導と集落での話し合いが重要となってまいります。
- ・ 2 ページの促進等事務につきましては、24年度の評価でも申しましたように、新規就農者の育成が課題であるとともに、集落営農組織の安定化の必要から、法人化への支援も重要になってくると感じております。
- ・ 3 ページの担い手への農地の利用集積の促進についても、農業者の高齢化から担い手への農地の誘導を農業委員として推進すべきと考えるが、担い手の高齢化も課題とされていることも認識すべきであると考えている。

以上、24年度の活動の点検評価並びに、平成25年度の目標と活動計画について報告させていただきましたが、この原案につきましては、公表から1ヶ月間縦覧し、広く、農業者一般から意見を求め、その意見を反映した後、最終の報告となるものでありますので、併せて、ご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

報告は以上です。

議長 　　ただ今、寺本農政委員長から報告がありました。この案件につきまして、何かご意見、ご質問ございませんか。

(質問なし)

議長 　　ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議 長      ご異議がないようでございますので、農政委員会から報告のありました「平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を県に報告するとともに、おおい町ホームページに公表し、意見を求めることといたします。

議 長      それでは、これをもちまして上程いたしました全ての日程を終了いたします。

議 長      それではこれで、平成25年第3回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。